様式第２号（第１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　島根県知事　様

現住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号※１

蜜蜂飼育変更届

　　　　下記のとおり蜜蜂飼育の届出事項に変更がありましたので、

　養蜂振興法３条第３項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の規定により届けます。

　養蜂振興法施行細則第１条第４項

記

　１　変更事項

　２　変更理由

３　個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

（１） 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

（２）個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

（３）個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア　法令に基づく場合

イ　県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

１　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

２　飼育場所を変更する場合は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

３　飼育計画は１月１日から12月31日までについて記載すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。